

草津公共職業安定所 受付発券機システム一式等工事 入札説明書

- 入札公告(写)
- 入札説明書(一般事項)
- 入札説明書(個別的事項)
- 仕様書
- 提出書類について
- 様式
 - ・ 一般競争入札参加申込書(電子調達(入札)用)
 - ・ 一般競争入札参加申込書(紙入札用)
 - ・ 紙入札方式による参加理由書
 - ・ 保険料納付に係る申立書
 - ・ 誓約書
 - ・ 自己申告書
 - ・ 委任状(紙入札用)
 - ・ 入札書(様式1)
 - ・ 入札金額内訳書(様式2)
 - ・ 入札辞退届(様式3)
 - ・ 入札書封筒記入例

令和7年12月

滋賀労働局

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年12月24日

支出負担行為担当官
滋賀労働局総務部長 杉山 龍吾

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 草津公共職業安定所 受付発券機システム一式等工事
(2) 場 所 滋賀県草津市野村5丁目17-1（草津公共職業安定所1階）
(3) 仕 様 入札説明書及び仕様書等による
(4) 履 行 期 限 契約締結日翌日から令和8年3月22日（日）まで
(5) 入 札 方 法

本入札案件は、電子調達システムにて行う。落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。入札説明会は実施しない。

入札金額は総価を記載すること。なお、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 令和7・8・9年度全省庁統一参加資格において、「物品の販売」及び「役務の提供」のいずれについても「A」「B」「C」等級のいずれかに格付けされており、「近畿地域」の競争参加資格を有する者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、厚生労働省大臣官房会計課長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- (3) 本店、支店又は営業所が近畿2府4県内にあること。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 資格審査申請書に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 入札に参加する時点で、加入義務のある労働保険及び社会保険に加入しており、かつ直近2年間の保険料について滞納がない者であること。
- (8) 官公庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。
- (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (10) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者・知的障害者・精神障害者を雇用していること。または、障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること（常時使用労働者数40人以上の事業場のみ）。

3 入札説明書の交付期間及び交付場所

入札参加を希望するものは、下記期間内に入札説明資料の交付を受け、かつ受付期間内に指定された書類を提出すること。

(1) 交付期間 令和7年12月24日（水）から令和8年1月22日（木）午後5時まで
午前9時00分から午後5時00分まで

*土日祝日、年末年始及び午前12時00分から午後1時00分までの間を除く。

(2) 交付場所 滋賀労働総合庁舎4階総務部総務課会計第二係(滋賀県大津市打出浜14-15)

4 入札参加申込書（証明書）等の受付期限及び受付場所

(1) 受付期限 令和8年1月22日（木）午後5時00分まで

(2) 受付場所 政府電子調達システム上又は上記3(2)の交付場所

5 入札書の提出期限及び場所

(1) 提出期間 令和8年1月23日（金）午後2時00分まで

(2) 受付場所 政府電子調達システム上又は上記3(2)の交付場所で受け付ける。

6 競争入札執行の日時及び場所

(1) 開札日時 令和8年1月23日（金）午後2時30分

(2) 開札場所 滋賀労働総合庁舎4階 会議室(滋賀県大津市打出浜14-15)

7 電子調達システムの利用

本案件は、電子入札システム（政府電子調達システム<https://www.p-portal.go.jp/>）にて行う。なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者に申し出た場合に限り紙入札方式に変えることができる。（詳細は入札説明書による）

8 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札保証金及び契約保証金

予決令第77条第2項及び100条の3第3項により免除

10 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

11 落札者の決定方法

本公告に示した競争参加資格を有し、仕様書等に示した業務を履行できると支出負担行為担当官が判断した者のうち、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内

の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
落札者となるべき者が二人以上あるときは、電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

12 入札者（入札希望者）に要求される事項

入札説明書に同封した暴力団等に該当しない旨の「誓約書」を提出しなければならない。
入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

13 契約書の作成要否

契約書の作成を要する。なお、原則として電子契約にて締結するものとするが、電子契約が困難な場合は、紙媒体の契約書を締結する。

14 その他

- (1) 今般の一般競争入札において、契約書を除くすべての提出書類（契約関係書類）について押印を不要としているが、担当者等から提出される書類については、事業者として決定した正式な書類であると判断する。なお、押印を省略した書類に虚偽等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金の徴取等を適用する場合がある。
- (2) 本公告に記載がないことは、仕様書とともに交付する入札説明書による。入札参加者は、入札説明書・仕様書等を熟読のうえ参加すること。

問合せ先

担当： 滋賀労働局総務部総務課会計第二係 馬場
メール： baba-rie@mhlw.go.jp
TEL： 077-522-6647
住所： 〒520-0806 滋賀県大津市打出浜14-15 滋賀労働総合庁舎4階

入札説明書（一般的な事項）

※入札説明書（本調達に係る個別的事項）に記載のあるものは除く

1 入札方法

入札金額は消費税抜きとしてください。なお、当該工事の提供のほか、仕様書からの必要な資材や成果物の納入に係る費用、法定福利費、諸経費等一切の費用を考慮して記入してください。

2 入札参加申込書等の受付期間・受付場所

競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」といいます。）は、公告に記載の期間内に入札参加申込書等を提出しなければなりません。

入札参加申込書等の提出方法は、電子調達システム、持参又は郵便によるものとします。その他の方法（電話、FAX、E-mail等）はすべて無効です。

なお、公告に記載の期間内に入札参加申込書等の提出がなかった場合は入札に参加できません。

（1）電子調達システムにより提出する場合

電子調達システム（GEPS）は通信状況により到着まで時間がかかる場合がありますので、時間に余裕をもって入力をお願いします。

電子調達システムの操作方法についての疑義は当局では対応できませんので、下記問い合わせ先までご照会ください。

- ① FAQ・お問い合わせURL <https://www.geps.go.jp/>
- ② 電子調達システムヘルプデスク 0570-000-683

（2）持参・郵送により提出する場合

郵送の場合は書留郵便をもって受付期限までに到着するように提出してください。

3 入札保証金等

（1）入札参加者は、入札執行前に、見積金額の100分の5以上の入札保証金または入札保証金に代わる担保（令第78条に定める担保をいう。以下同じ。）を歳入歳出外現金出納官吏又は取扱官庁に納付し、又は提供しなければなりません。但し、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合はこの限りではありません。

（2）入札参加者は、前項但し書きの場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を契約担当官等に提出しなければなりません。

（3）入札参加者は、入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供する場合は、関係職員の調査を受け、その面前においてこれを封かんのうえ、氏名及び金額を封皮に明記して当該提出書（有価証券を提出する場合は当該提出書）を添えて差し出さなければなりません。

（4）入札参加者は、（1）の規定により提供する入札保証金に代わる担保が銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）に対する定期預金債権である場合においては、当該債権に質権を設定し、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行等の承諾を証する確定日付のある書面を提出しなければなりません。

（5）入札参加者は、（1）の規定により提供する入札保証金に代わる担保が銀行等の保証である場合においては、当該保証を証する書面を提出しなければなりません。

（6）入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外のものに対しては入札執行後にその受領書と引き換えにこれを還付します。

4 入札の辞退

入札参加者は、入札参加申込書等を提出した後でも、入札執行（開札）の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

入札を辞退するときは、入札辞退届を電子調達システム、持参又は郵便により提出してください。

入札を辞退しても、これを理由として以後の調達で不利益な取扱いを受けるものではありません。

5 入札書の提出期間及び提出場所

入札者は、公告に記載の期間内に入札書を提出しなければなりません。入札書の提出は、電子調達システム、持参又は郵便によるものとします。その他の方法（電話、FAX、E-mail等）はすべて無効

です。

なお、入札者はその提出した入札書の引換、変更または取消しをすることはできません。

また、公告に記載の期間内に到達しなかった入札書は無効となります。

(1) 電子調達システムにより入札を行う場合

入札参加申込書等の提出後、電子調達システムにより提案書等審査結果通知書を発行しますので、到着後「入札書提出画面」から入札してください。

(2) 紙により入札を行う場合

提出場所に持参する場合は、封筒記入例を参照に封入用封筒(長3サイズ)を作成し、必要書類を封入の上提出してください。

郵送による場合は、書留郵便をもって提出期間内に到着するよう提出してください。

その際、中封筒として上記の持参する場合の要領で作成した封筒を封入することとしてください。

6 代理人による入札

電子調達システム、紙入札いずれの場合であっても、入札者またはその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることはできません。

(1) 電子調達システムにより入札を行う場合

代理人が電子調達システムにより入札する場合には、当該システムで定める委任の手続きを終了しておかなければなりません。

なお、電子調達システムによる入札においては、復代理人による入札は認めません。

(2) 紙により入札を行う場合

代理人が紙により入札する場合には、委任状(紙入札用)を提出してください。

復代理人が紙により入札する場合には、入札者から代理人への委任状と代理人から復代理人への委任状の両方を提出してください。

7 競争入札執行(開札)の立会い

(1) 電子調達システムにより入札を行った場合

電子調達システムにより入札を行った場合には立会いは不要ですが、入札者又はその代理人は、開札時刻に端末の前で待機しておいてください。

(2) 紙により入札を行った場合

紙により入札を行った場合には、原則として入札者又は代理人(復代理人)の立会いをお願いします。

① 開札の5分前には集合してください。

② 入札者又はその代理人(復代理人)は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできません。

③ 入札者又はその代理人(復代理人)は、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、または入札権限に関する委任状を提出しなければなりません。

④ 入札者又はその代理人(復代理人)は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほかは開札場を退場することができません。

なお、開札に入札者又は代理人(復代理人)が立ち会わないときは、入札時までに入札関係職員にその旨お伝えください。開札に立ち会わなくとも入札は有効ですが、下の再度入札を行うこととなった場合にはその入札を辞退したものとして取り扱います。

また、開札に入札者又は代理人(復代理人)が立ち会わないときは、予決令第81条により入札事務に係る職員を立ち会わせて開札を行います。

8 再度入札

開札をした場合において、入札者又はその代理人(復代理人)の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度入札を行います。

再度入札についての入札書の提出期限は別途定めるものとします。電子調達システムにより入札に参加された場合には、再入札通知書で時刻を通知します。

再度入札は2回実行します。よって、入札は合計3回まで行うこととなります。

合計3回の入札でも予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、予決令第99条の2により入札参加者および当局が認めた者の見積り合わせにより随意契約を行うこととなります。ただし、予定価格の変更はありません。

紙により入札に参加される場合は、再度入札に備え、予備の入札書をご用意願います。

9 同価格の入札者が2者以上ある場合

落札者となる者が2者以上あるときは、直ちに当局が用意したくじを入札者又は代理人が引いて落札者を決定します。また、電子調達システムによる入札など、入札者又は代理人(復代理人)が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定します。

10 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはなりません。

11 入札の取りやめ等

入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができます。

12 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は無効とします。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない又は電子調達システムに定める委任の手続きを終了していない代理人(復代理人)による入札
- (3) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しない者のした入札
- (4) 紙による入札において記名押印(外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。)を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合と認められる入札
- (8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2者以上の代理人をした者の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

13 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことがあります。

14 契約保証金等

- (1) 落札者は、契約書を作成する場合においては契約書の案の提出と同時に、契約書を作成しない場合においては落札決定後すみやかに契約金額100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければなりません。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りではありません。
- (2) 「3 入札保証金等」(2)の規定は、前項但し書きの場合について準用します。
- (3) 落札者は、(1)の規定により契約保証金を納付する場合においては、あらかじめ、現金を取扱官庁の保管金取扱店(日本銀行の本店、支店又は代理店)に振込み、保管金領収証書の交付を受け、これに保管金提出書を添えて取扱官庁に提出しなければなりません。
- (4) 落札者は、(1)の規定により契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が有価証券であるときは、あらかじめ、当該有価証券を取扱官庁の保管有価証券取扱店(日本銀行の本店、支店又は代理店)又は当該取扱店以外の日本銀行本店若しくは支店に払い込み、政府保管有価証券払込済通知書の交付をうけ、当該通知書及び印鑑を取扱官庁に提出しなければなりません。
- (5) 「3 入札保証金等」(4)は、(1)の規定により提供する契約保証金に代わる担保が銀行等に対する定期預金債権である場合について、「3 入札保証金等」(5)の規定は、(1)の規定により提供する契約保証金に代わる担保が銀行等の保証である場合について準用します。
- (6) 契約担当官等において必要があると認める場合には、落札者に還付すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部に振り替えることができるものとします。

15 契約書の提出

契約書を作成する場合においては、落札者は、契約担当官等から交付された契約書の案に記名し、遅滞なくこれを契約担当官等に提出しなければなりません。

契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後速やかに請書その他これに準ずる書面を契約担当官等に提出しなければなりません。ただし、契約担当官等がその必要がないと認めて指示したときは、この限りではありません。

16 入札結果の公表

電子調達システムにより執行した案件については、入札結果を落札者を含め入札者全員の商号又は名称及び入札価格等を同システムに定める手続きに従い公表します。

また、一定の条件を満たす案件については、入札件名、契約業者名及び契約金額等を滋賀労働局ホームページに公表します。

17 本調達に係る特記事項

入札参加者は、入札書の提出（GEPSの電子入札機能により入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁背策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとします。

入札説明書（本調達に係る個別的事項）

調達件名 草津公共職業安定所 受付発券機システム一式等工事

1 競争参加資格（入札公告に記載する参加資格の詳細）

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び71条に規定に該当する者とは、具体的には次の①または②の事項に該当する者です。（該当する者は入札に参加できません。）
- ① 当該契約を締結する能力を有しない者（未成年者、被保佐人または被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く）及び破産者で復権をえない者
 - ② 以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後2年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）
 - ア 契約の履行にあたり故意に工事もしくは製造を粗雑にし、又物件の品質もしくは数量に関して不正行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害しもしくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行にあたり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (2) 全省庁統一参加資格を有していること及び加入義務のある労働保険及び社会保険に加入しており、かつ直近2年間の保険料の未納がないことを証明するための書類の提出が必要となります。
- (3) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の障害者数とは下記のとおりです。

常用労働者数×障害者雇用率(2.5%) ≤雇用している障害者数
※小数点以下の端数は切り捨て

なお、本条項は常用労働者数が40人未満の事業主には適用しません。

2 落札者の決定方法

最低価格方式

- ① 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。
- ② 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行います。この場合、契約担当官等の行う調査に協力しなければなりません。

3 入札申込書等及び入札書の提出方法

電子調達システムにおいて行います

電子調達システムによりがたい者は、書面により支出負担行為担当官に申し出た場合に限って紙により提出することができます。

4 入札保証金及び契約保証金

本調達では入札保証金、契約保証金及び公共工事履行保証証券による保証は免除します。

5 契約書等

本調達では契約書の作成が必要です。

6 本調達に係る特記事項

参加予定者対象の集合説明会は実施しません。

質疑については、全て文書をもって行います。担当者名、電話番号、メールアドレスを明記の上、令和8年1月9日（金）正午までに下記担当者までメールにて提出してください。回答については、入札説明書を受領した入札参加予定者に対して、原則、令和8年1月16日（金）正午までにまとめてメールにて回答します。

公告期間(説明資料交付期間)：令和7年12月24日(水)から令和8年1月22日(木)

参加申込書等受付期間：令和7年12月24日(水)から令和8年1月22日(木)
※最終日は 午後5時 まで

入札書提出期間：令和8年1月23日(金) 午後2時00分 まで

競争入札執行(開札)日時：令和8年1月23日(金) 午後2時30分
会場：滋賀労働総合庁舎 4階 会議室

7 本調達の問い合わせ先

参加申込書等受付期限までに下記担当者まで確認してください。

滋賀労働局総務部総務課会計第二係 担当： 馬場

滋賀県大津市打出浜14-15

TEL: 077-522-6647 E-mail: baba-rie@mhlw.go.jp

草津公共職業安定所 受付発券機システム一式等工事

仕 様 書

1 件名

草津公共職業安定所受付発券機システム一式等工事

2 仕様及び品名・数量

- (1) 設置に関し、別紙1－1「機器仕様書」、別紙1－2「参考品名」及び別紙2「配置図」に基づき、下記6(1)草津公共職業安定所の指示に従って指定された場所に設置すること。
- (2) 本件設置工事に付随する利用及び保守に関し、別紙3「利用及び保守等仕様書」に基づき請負うこと。

3 納入期限

上記2(1)の納入期限は、契約締結日の翌日から令和8年3月22日(日)までとする。

※納入期限は、上記のとおりとするが、可能な限り2月末までの納入を希望する。

※作業日時については開庁日時を避け、平日業務時間終了後(17:15～)以降の夜間若しくは土日・祝日に行うものとし、予め下記6(1)に記載の担当者宛に連絡の上日程を調整すること。

4 納入場所

滋賀県草津市野村5丁目17－1 草津公共職業安定所1階

5 留意事項

- (1) 入札参加申込書を提出する前に、納入場所の下見を行うこと。また、その際には下記6(1)に記載の担当者宛に下見希望日の連絡を行うこと。
なお、下見の際には、自社製品のデモストレーションを行うこととするため、必要な機器等を持参すること。
- (2) 別紙1－2に参考品名を記載しているが、入札に当たって参考とする場合は、仕様書の内容を満たすことを入札事業者が確認の上、使用すること。
- (3) 契約金額には、養生・配送・搬入・組立・設置・調整等本契約に係る全ての費用を含むものとする。また、設置後の保守及び利用に関する費用は設置費と項目を分けて記載することとし、差し当たりそれぞれ2か月間分を計上すること。
- (4) 別紙2「配置図」で示す各機器のレイアウトは、実際の設置状況を踏まえ変更の必要が生じる場合があるため、その場合は契約金額の範囲内で可能な限り対応すること。
- (5) 納入の際は、「納品書」を、また設置完了後速やかに「完了報告書」を下記6(1)草津公共職業安定所の庶務課へ提出すること。

- (6) 納入機器は全て納入先にて開梱し、調整等を行い、完全な稼働状態にすること。(但し、事前に開梱及び設定等が必要な機器は除く。) また、搬入・開梱等により不要となった梱包資材については、契約事業者が持ち帰ること。
- (7) 納入及び設置にあたっては、施設及び職員等への損傷がないようにするほか、危険のないように処置すること。損害を与えた場合は、契約事業者の負担により原状回復すること。
- (8) 本仕様書に記載のない事項については発注者の指示によること。また、本仕様書に記載のない事項で、疑義が生じたときは、その都度問い合わせること。
- (9) 本契約の履行に関して、再委託することは原則認めない。ただし、やむを得ず業務に係る主要部分（総合企画、遂行管理、手法の決定及び技術的な判断）以外を再委託する場合には、契約事業者は契約書の規定に基づいた手続きを事前に行い、発注者の承認を得ること。
- (10) 本契約にあたり知り得た発注者の業務上の秘密事項は、第三者に漏洩又は他の目的に利用してはならない。
- (11) 本業務の実施にあたっては、厚生労働省所管法令をはじめとする関係法令、条例等を遵守しなければならない。
- (12) 労災事故あるいは第三者への人身事故・物損事故等に注意すること。（万一発生した場合は、直ちに報告すること。）
- (13) 作業計画の大幅な変更を要する事態の発生等契約上の重大な問題が生じた場合、契約事業者は滋賀労働局総務部総務課に対し、速やかにその内容を報告すること。
- (14) 契約事業者においては、当書面をはじめ、発注者が提示する契約条項を遵守すること。
- (15) 契約関係書類の扱いについて
 - ① 担当者等から提出される契約関係書類の内容は、事業者としての決定であること。
 - ② 契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合がある。
- (16) 本件作業に必要な駐車場、トイレ、電気の使用は可とする。

6 連絡先

- (1) 草津公共職業安定所 庶務課 担当：阿部
住所：滋賀県草津市野村5丁目17-1
電話番号：077-562-3720
- (2) 滋賀労働局総務部総務課 会計第二係 担当：馬場
住所：大津市打出浜14-15 滋賀労働総合庁舎4階
電話番号：077-522-6647

機 器 仕 様 書 (草津公共職業安定所)

別紙 1 - 1

| | | |
|------------------|--|---------------------------------------|
| 1 受付発券機システムの基本構成 | 来所者が目的の窓口にスムーズに誘導されるよう、以下のシステム機器構成により、利用目的別に受付番号カードの発券、窓口カウンター職員の呼出操作に連動した音声及び各種ディスプレイ（モニター）による番号表示が可能なシステムであること。 併せて、インターネット等のWEB上で利用者が待ち人数が確認できるサービスに連動できる機器・システムであること。 * 次の基本構成の接続については、原則として無線LAN方式による接続方法とすること。 | |
| | 機器名称 | 数量 |
| | ① ソフトウェア | 1式 |
| | ② 発券機関係機器 管理PC本体、ディスプレイ、ディスプレイ用スタンド ※PCとディスプレイは一体型も可。 ※タッチパネル式。画面サイズは、15～22インチとする。 | 管理PC本体1台 ディスプレイ1台 ディスプレイ用スタンド1台 |
| | 発券プリンター | 1台 |
| | ③ 呼出操作端末 ※バッテリー内蔵型タブレット。画面サイズ4インチ以上8インチ以下。 | 19台 |
| | ④ 内部用モニター(バックヤードで職員が確認用に使用するもの) ※管理PCに連動（管理）できること。 ※待ち人数、待ち時間等が確認できるものとする。 | 32インチ程度1台 モニター用スタンド1台 |
| | ⑤ 呼出用（表示用）モニター ※管理PCに連動（管理）できること。 ※待ち人数、待ち時間等が確認できるものとする。 | 32インチ程度1台 40インチ程度1台 |
| | ⑥ 無線LANアクセスポイント | 2台 |
| 2 必要機器（基本仕様） | ⑦ その他動作に必要な関連機器 (LTEモジュール・STB・HUB・LANケーブル・電源タップなど) ※上記の機器設置に必要な数量を用意すること。 | 1式 |
| | ⑧ モニター用壁掛け金具 ※⑤の番号表示用モニターに対応したもの | 1式 |
| ① 発券機関係機器・発券プリンタ | 業務系統数10系統以上に対応すること。 タッチパネルにより操作できること。また、タッチパネルのディスプレイ部分は1画面に10ボタン以上の表示が可能で、各業務別にカード発券時点での待ち人数を表示できること。 ボタンの色、文字サイズ、業務数、業務名称等タッチパネルのディスプレイの表示内容を任意に設定でき、当方職員により変更がされること。 ディスプレイの各種色設定、窓口表示設定、アラート音（呼出チャイムやアナウンス等）設定等、「発券機」及び「表示モニター」における職員の任意変更操作を管理する機能を有すること。 発券枚数の選択が可能であること（複数枚の発券が可能）。 | |
| | 発券したカード表面は、業務内容、受付番号（3桁以上）、日付、メッセージ、官署名が印字されるもので、必要に応じて印字内容を当方の職員が任意に設定できること。 | |
| | 設置する際に、合計約20,000枚発券可能な数量の専用ロール紙を納品すること。 | |
| | 窓口カウンターに設置し、職員が手元で発券された順番に呼び出し操作が可能であること。 液晶タッチパネル（タブレット端末等4インチ以上8インチ以下）による操作が可能であること。 コードレス端末で、無線通信により発券機、表示モニター等他の機器と連動させること。 バッテリー内蔵型の場合は、対応する充電器（家庭用コンセントから直接充電できるもの）を操作端末と同数量納品すること。 画面上で、業務別に直近の呼出番号及び待ち人数が確認できること。 | |
| | 画面上で、選択した業務系統の待ち人数の合計が確認できること。 発券順の呼出、再度呼出、任意番号の呼出、不在者保留、処理済、取り消し等の操作が可能であること。 | |
| | 操作機ごとに業務系統を複数選択することができ、画面上で当該選択した複数の業務系統に係る発券番号を同時に一覧表示ができること。 | |
| | 落下等による破損を防止するために液晶部に保護フィルムが貼付されていること。 | |
| | 別紙2「配置図」の「内部用モニター」は、32インチ程度の液晶（薄型、軽量型）を1台とする。設置に当たっては、自立できるようスタンドを用意すること。 | |
| | テレビ放送電波の受信機能を有さないこと（チューナーレスであること）。 | |
| ③ 内部用モニター | 内部スピーカーによる音声出力ができること。 | |

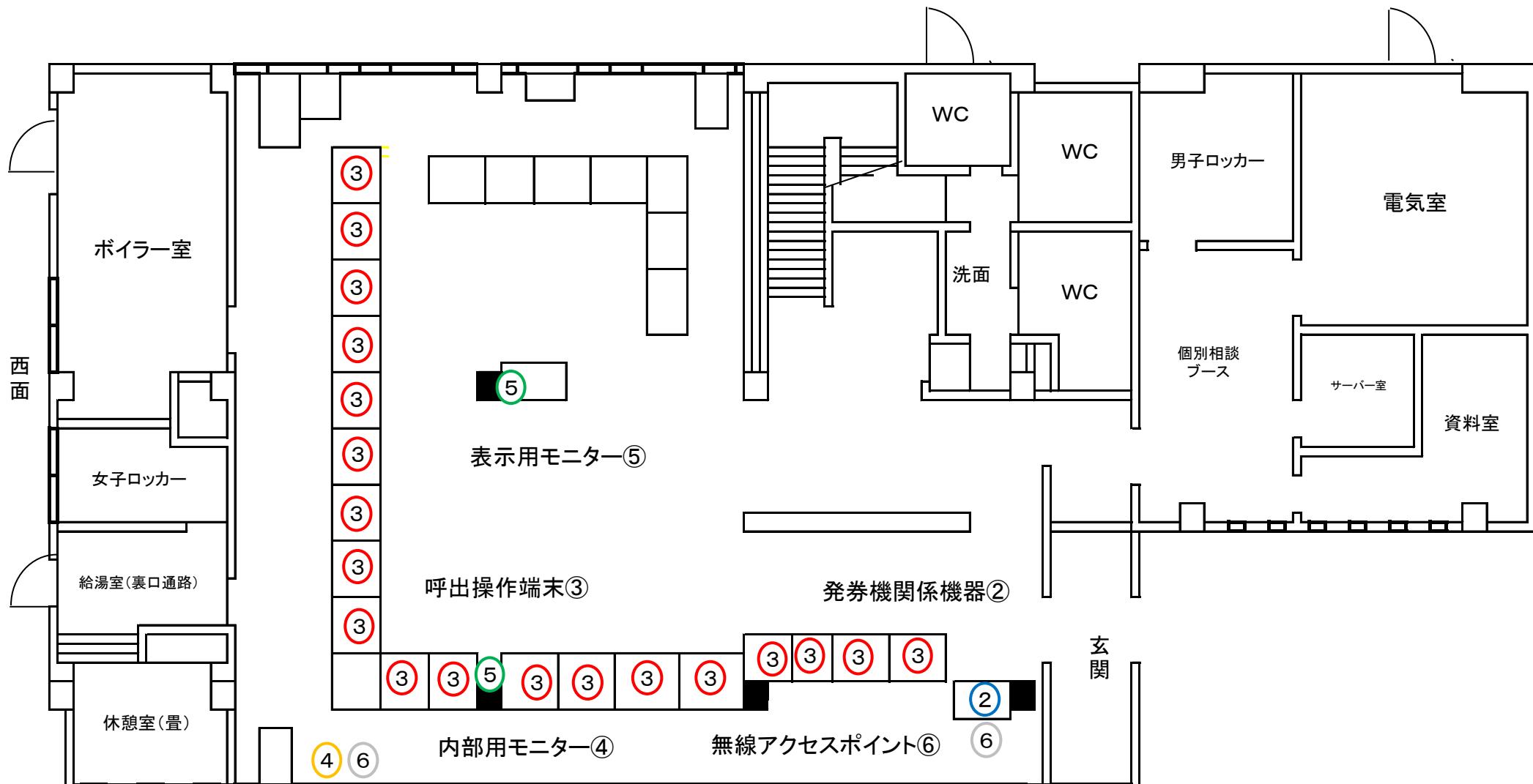
| | |
|----------------|---|
| | <p>業務別に発券済み（待ち）番号の一覧表示、窓口番号、待ち人数等の表示がされること。</p> <p>モニターの表示レイアウトを設定できる多機能表示のものであり、表示させる業務系統・業務系統数等の設定変更等が当方の職員で任意に可能であること。</p> <p>呼出番号表示は、原則として呼出した最大番号が次の番号を呼び出すまで継続して表示されることとするが、詳細は機器設置時に現場職員の指示により設定を行うこと。</p> <p>液晶画面の破損を極力防止するために保護フィルム又は保護フィルター等を貼付すること。</p> |
| ④ 呼出用（表示用）モニター | <p>別紙2「配置図」の「呼出用（表示用）モニター」は、32インチ程度及び40インチ程度の液晶（薄型、軽量型）を各1台とする。設置は壁掛けとすること。壁掛け設置に当たっては、専用の金具を使用すること。</p> <p>テレビ放送電波の受信機能を有さないこと（チューナーレスであること）。</p> <p>内部スピーカーによる音声出力ができること。</p> <p>業務別に発券済み（待ち）番号の一覧表示、窓口番号、待ち人数等の表示がされること。</p> <p>モニターの表示レイアウトを設定できる多機能表示のものであり、表示させる業務系統・業務系統数等の設定変更等が当方の職員で任意に可能であること。</p> <p>呼出番号表示は、原則として呼出した最大番号が次の番号を呼び出すまで継続して表示されることとするが、詳細は機器設置時に現場職員の指示により設定を行うこと。</p> <p>番号表示と連動して、音声出力による案内が可能であること。</p> <p>電源投入及び切断等が可能なりリモコンを付属すること。</p> <p>液晶画面の破損を極力防止するために保護フィルム又は保護フィルター等を貼付すること。</p> |
| 3 WEBシステム・機器保守 | <p>① WEBシステム</p> <p>インターネット等のWEB上において、利用者が業務ごとに待ち人数を確認できるシステムが利用できるように設定を行うこと。利用に際しては、利用者のアプリのダウンロードやアカウント登録は不要とすること。</p> <p>インターネットに接続するための通信料金が必要な場合は、見積金額に計上すること。見積期間は、機器の設置（使用）日～令和8年3月31日までとすること。</p> <p>② 機器保守</p> <p>上記1の「受付発券機システムの基本構成」で指定した機器の保守に対応すること。保守内容は、機器の故障・不具合に対して、機器の交換等を行うこと。</p> <p>※天災または使用者側の過失による場合を除く。</p> <p>通常時の保守対応は、遠隔保守サポートを原則とし、機器の不具合や操作方法の説明など、有人の遠隔操作で対応すること。有人の遠隔操作が難しい場合は、訪問又は電話対応を行うこと。</p> |
| 4 その他 | <p>上記機器以外に、設置に関して必要となるケーブル、付属機器等についてはすべて契約事業者において準備することとし、すべての機器の据付、接続、配線、事業担当部局との調整、ソフトウェアのインストール、導入時の設定作業等の付帯作業までを行い、「発券機」「内部用モニター」「呼出用モニター」「呼出操作端末」が連動し、受付発券機システムとして正常に稼働するよう適切に処置すること。</p> <p>無線通信については、外部からの不正アクセス、通信内容の傍受がないように、無線アクセスポイントと通信を行う機器間とのセキュリティ対策を十分に講じること。また端末操作に際し、即座に反応するよう、通信速度は特に留意し、通信速度が低下、接続が不安定化することが無いよう適切な対策を講じること。</p> <p>システムの機器等については、最新のOSを導入すること。OSがWindowsである場合、現時点で最新のOSであるWindows11での納入を基本とする。また、発券機用のPC（ディスプレイ）については、セキュリティーウィヤーで固定する等盗難防止のセキュリティ対策を講じること。</p> <p>各システム機器について汎用品になる場合、当該システムの運用に際して、関係の無い機能（ソフト）について、可能な限り削除もしくは操作制限の設定を行うこと。</p> <p>初期設定の内容（業務系統数、モニターへの表示内容、発券印字内容、操作機画面の表示内容・ボタン配列等）については、現場職員と打合せの上、決定すること。</p> <p>導入後は、受付発券機システムの各装置の基本操作、設定変更方法等の操作手順を記載したマニュアルを2部以上かつ、呼出端末基本操作に関するマニュアルを20部（端末台数+予備1）以上用意し、事業担当部局へ提出すること。また、現場職員への操作説明を十分に行うこと（要望に応じて、可能な範囲で関係職員に対しての操作説明会等を実施すること）。</p> <p>納品設置場所がOAフロアであるため、有線の専用ケーブル等を使用する場合は、極力床下に埋設すること。</p> <p>機器の設置場所は別紙2「配置図」のとおり予定するが、庁舎スペースの有効活用等を考慮し、現場職員の要望に従い設置すること。</p> <p>アクセスポイント、LTEモジュール、HUB等を設置する場合、設置場所については現場職員の要望に従い設置すること。</p> <p>今後、窓口状況等によりレイアウトや窓口の変更を行うことが予想されるため、職員による機器の再配置、設定変更等が容易に可能であること。</p> <p>汎用PCを使用して、統計データのダウンロードができる。統計データは、総発券枚数、時間別の発券枚数・各業務別の呼び出し人数・待ち時間などが取れること。</p> |

統計データの抽出項目として、発券日付・発券番号・発券時刻・対応業務名・呼出時刻・待ち時間等の項目をCSVもしくはエクセルにてダウンロードすることができる。

| 品名 | 規格（参考品目） | | 参考台数 |
|--------------------|--------------|-----------------------------|------|
| ソフトウェア | リプライス株式会社 | ネコの目・待ち楽 f l e x | 1 |
| 発券機（タッチパネル式） | EPSON | Endeavor JS60 (LT12W82L) | 1 |
| 発券機用パソコン | | | |
| 発券プリンター | EPSON | TM-m30 II | 1 |
| 呼出操作端末 | NEC | LAVIE Tab T8(T0855/GAS) | 19 |
| 内部用モニター 32インチ | 富士通 | K 3 2 0 0 H S G - E | 1 |
| 呼出用（表示用）モニター32インチ | 富士通 | K 3 2 0 0 H S G - E | 1 |
| 呼出用（表示用）モニター40インチ | 山善 | Q R K - 4 0 T L 2 K | 1 |
| L T E モジュール・ルーター | セイコーソリューションズ | SkyBridge MB-A130 | 1 |
| 無線アクセスポイント | バッファロー | WSR3600BE4P | 2 |
| LAN H U B | バッファロー | LSW6-GT-8EPL/WH | 1 |
| S T B (セットアップポックス) | テック | TMP905X3-4K | 3 |
| HDMIケーブル60cm程度 | エレコム | E C D H - H D 1 4 S S | 3 |
| LANケーブル3m程度 | エレコム | L D - G P T / B U 1 / R S | 3 |
| LANケーブル20m程度 | エレコム | L D - G P T / B U 2 0 / R S | 1 |
| 電源タップ3m程度 | E L P A | W L K - 6 3 S | 1 |

※ケーブル類は、参考の長さを表示しているが、配線等に支障のない範囲で長さを変更することは可とする。

配置図(草津公共職業安定所 1階)



南面

番号は(仕様書別紙1-1)機器仕様書の「1 受付発券機システムの基本構成」に記載する番号を参照のこと

草津公共職業安定所 受付発券機システムに係る利用及び保守等
仕様書

1 件名

草津公共職業安定所 受付発券機システムに係る利用及び保守等

2 履行場所

草津公共職業安定所（滋賀県草津市野村5丁目17-1）

3 契約期間

設置完了後システムを完全に利用可能となった月から令和8年3月31日まで

※「設置完了後システムを完全に利用可能となった月」とは、草津公共職業安定所受付発券機システム一式等工事仕様書の5(5)に記載する「完了報告書」を草津公共職業安定所の担当者が受理し、かつ当該者により検査が終了した日の翌日が属する月とする。

4 仕様等

- (1) 草津公共職業安定所受付発券機システム一式工事で設置した全ての機器（バッテリーを含む）の保守点検。
- (2) 草津公共職業安定所受付発券機システム一式工事で設置した全ての機器が、インターネットへ接続し、順番通知等機能を使用し、待合状況確認機能を使用する等、受付発券機システムを有効に利用するために必要な状態を保持すること。
- (3) 機器等の不具合や使用方法に疑義が生じた場合には速やかに対応すること。

以上

提出書類について

草津公共職業安定所 受付発券機システム一式等工事

- 参加申込書等受付期限までに提出いただくもの

| |
|----------------------------|
| 受付期限 令和8年1月22日（木）午後5時まで |
|----------------------------|

| | 提出書類 | 電子 調達 | 紙入札 | 備考 |
|------------------------|-------------------------------|-----------------------|-----------------------|---|
| A 当局の調達に共通する書類 | | | | |
| 1 | 一般競争入札参加申込書（電子調達（入札）用） | <input type="radio"/> | | |
| 2 | 一般競争入札参加申込書（紙入札用） | | <input type="radio"/> | |
| 3 | 紙入札方式による参加理由書 | | <input type="radio"/> | |
| 4 | 入札参加資格審査結果通知書（全省庁統一資格） (写) | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | 令和7・8・9年度にかかるもの |
| 5 | 保険料納付に係る申立書 | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | 令和7・8年度にかかるもの |
| 6 | 誓約書 | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | |
| 7 | 自己申告書 | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | |
| 8 | 全役員の氏名・生年月日が明らかとなる資料 | ※ | ※ | 法人のみ |
| 9 | 障害者の雇用状況に関する報告書 | ※ | ※ | 常用労働者数が40人以上の事業主のみ 令和7年6月1日現在 |
| B 本調達で特に必要となる書類 | | | | |
| 10 | 特になし | | | *但し、仕様書5(1)記載のとおり、参加申込書を提出する前に下見と製品のデモンストレーションを要する。 |

※電子調達システムを利用する場合は、「証明書・提案書等提出画面」で提出書類を添付してください。添付するファイルの形式（拡張子）は「.bmp」「.jpg」「.pdf」のいずれかとします。

- 入札書提出期間中に提出いただくもの

| |
|-------------------------------|
| 提出期限 令和8年1月23日（金）午後2時00分まで |
|-------------------------------|

| | 提出書類 | 電子 調達 | 紙入札 | 備考 |
|---|----------------|-----------------------|-----------------------|--------------------|
| 1 | 入札書（紙入札用）（様式1） | | <input type="radio"/> | |
| 2 | 入札金額内訳書（様式2） | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | 各細目での内訳明細書の提出を要する。 |
| 3 | 委任状（紙入札用） | | <input type="radio"/> | |

※電子調達システムを利用する場合は、「入札書提出画面」で添付してください。

※紙入札の場合は、入札書と入札金額内訳書を封筒に封入し、委任状は封入せずに提出してください。

一般競争入札参加申込書(電子調達(入札)用)

年　月　日

支出負担行為担当官
滋賀労働局総務部長 杉山 龍吾 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

下記の件について、一般競争入札実施に関する公告を拝見し、競争入札に参加したく下記により申し込みいたします。

記

● 入札案件名 草津公共職業安定所 受付発券機システム一式等工事

● 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- 令和7・8・9年度全省庁統一参加資格において、近畿地域にて「物品の販売」及び「役務の提供」の参加資格を所有している。※写しを提出すること。

はい ・ いいえ () 等級

業務の種別() 営業品目()

- 入札参加時点において、近畿2府4県に本店又は支店・営業所を置いている。

はい ・ いいえ 所在地()

- 入札公告に記載の入札参加資格は具備している。

はい ・ いいえ

- 経営状態が著しく不健全であると認められるものではない。

はい ・ いいえ

- 商法その他の法令の規定に違反した営業を行ったものではない。

はい ・ いいえ

- 入札に参加する時点で、労働保険および社会保険に係る保険料の未納がないこと。

(入札に参加する時点において、直近2年間の保険料の未納がないこと)

はい ・ いいえ

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率以上の障害者等を雇用

- している。または、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいる。

はい ・ いいえ (常用労働者数が、40人以上の事業主のみ記入)

※ 代理人(ICカード取得者氏名が代表者氏名と異なる場合)で参加する場合には、電子調達システムにおいて委任の手続きを行うこと。

一般競争入札参加申込書(紙入札用)

年　月　日

支出負担行為担当官
滋賀労働局総務部長　杉山 龍吾 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

下記の件について、一般競争入札実施に関する公告を拝見し、競争入札に参加したく下記により申し込みいたします。

記

● 入札案件名　　草津公共職業安定所 受付発券機システム一式等工事

● 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- ・ 令和7・8・9年度全省庁統一参加資格において、近畿地域にて「物品の販売」及び「役務の提供」の参加資格を所有している。※写しを提出すること。

　　はい　・　いいえ　　(　　)等級

　　業務の種別(　　)　　営業品目(　　)

- ・ 入札参加時点において、近畿2府4県に本店又は支店・営業所を置いている。

　　はい　・　いいえ　　所在地(　　)

- ・ 入札公告に記載の入札参加資格は具備している。

　　はい　・　いいえ

- ・ 経営状態が著しく不健全であると認められるものではない。

　　はい　・　いいえ

- ・ 商法その他の法令の規定に違反した営業を行ったものではない。

　　はい　・　いいえ

- ・ 入札に参加する時点で、労働保険および社会保険に係る保険料の未納がないこと。

(入札に参加する時点において、直近2年間の保険料の未納がないこと)

　　はい　・　いいえ

- ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率以上の障害者を雇用している。

　　または、障害者雇用率の体制に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいる。

　　はい　・　いいえ　　(常用労働者数が40人以上の事業主のみ記入)

● 事業所情報

| | | |
|----|------------|---|
| 1 | 事業所名 | |
| 2 | 所在地・郵便番号 | 〒 |
| 3 | 代表者名 | |
| 4 | 役職 | |
| 5 | 代表者電話番号 | |
| 6 | 担当者所属名称 | |
| 7 | 担当者所属所在地等 | 〒 |
| 8 | 担当者名 | |
| 9 | 担当者役職 | |
| 10 | 担当者電話番号 | |
| 11 | 担当者メールアドレス | |

※1~11まで漏れなく記入すること。

※代理人で参加する場合には、委任状を添付すること。

年 月 日

支出負担行為担当官
滋賀労働局総務部長 杉山 龍吾 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
代理人

紙入札方式による参加理由書

下記の案件について、電子入札システムを利用しての入札に参加できないため、紙入札での参加を希望します。

記

- 1 入札案件 草津公共職業安定所 受付発券機システム一式等工事
- 2 電子入札システムでの参加ができない理由



保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料(厚生年金保険、健康保険(全国健康保険協会管掌のもの)、船員保険及び国民年金の保険料をいう。)及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料(労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。)について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

支出負担行為担当官

滋賀労働局総務部長 杉山 龍吾 殿

令和 年 月 日

所 在 地
名 表 称
代 者

誓 約 書

(私 ／ 当社) は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者。
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為を行う者。
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者。

支出負担行為担当官

滋賀労働局総務部長 殿

年 月 日

住所

会社名

代表者

※個人の場合は生年月日を記載すること。

※法人の場合は役員の氏名・生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

自己申告書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があつたことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかつたことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 2 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、業務に関し、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- 3 事業の実施に当たっては、各種法令を遵守すること。
- 4 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、業務に関し、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- 5 前記1から4について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

支出負担行為担当官

滋賀労働局総務部長 殿

令和 年 月 日

所 在 地
名 称
代 表 者

委任状 (紙入札用)

年 月 日

支出負担行為担当官

滋賀労働局総務部長 杉山 龍吾 殿

委任者

所在地

名称

代表者

下記に係る権限について下記の者を代理人と認め委任します。

記

調達案件 草津公共職業安定所 受付発券機システム一式等工事

- 委任事項
- 入札及び見積もりについて
 - 開札の立会いについて
 - 入札書の提出について
 - 契約締結について
 - 代金の請求及び受領について
 - 前項に係る諸届出について

受任者 住所又は所在地
商号又は名称
代理人の職・氏名

※ 委任事項については、該当項目にチェックを行うこと。

(様式1)

入札書 (紙入札用)

一金

（消費税抜きの金額を記載すること。）

但し、草津公共職業安定所 受付発券機システム一式等工事 代金として
入札説明書の内容について承諾のうえ、入札します。

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者 氏名

（代理人による入札の場合は、下記に記名が必要です。）

代 理 人

支出負担行為担当官

滋賀労働局総務部長 杉山 龍吾 殿

(様式2)

草津公共職業安定所 受付発券機システム一式等工事 入札金額内訳

| No. | 品 目 | 数量 | 単 價 | 金 額 |
|-----|--|-----|-----|-----|
| 1 | 設置工事 | 一式 | | |
| 2 | ソフトウェア | 一式 | | |
| 3 | 発券機（タッチパネル式） | 1台 | | |
| 4 | 発券機用パソコン | 1台 | | |
| 5 | 発券プリンター | 1台 | | |
| 6 | 呼出操作端末 | 19台 | | |
| 7 | 内部用モニター 32インチ | 1台 | | |
| 8 | 呼出用（表示用）モニター 32インチ | 1台 | | |
| 9 | 呼出用（表示用）モニター 40インチ | 1台 | | |
| 10 | LTEモジュール・ルーター | 一式 | | |
| 11 | 無線アクセスポイント | 2台 | | |
| 12 | STB（セットアップボックス） | 3台 | | |
| 13 | その他動作に必要な関連機器 (LANHUB、LANケーブル、電源タップ等) | 一式 | | |
| 14 | 保守費用（2か月分） | 一式 | | |
| 15 | システム利用料（2か月分） | 一式 | | |
| 合計 | | | | |

商号又は名称

代表者氏名

代理人

(様式3)

入札辞退届
(紙 入 札 用)

年 月 日

支出負担行為担当官

滋賀労働局総務部長 杉山 龍吾 殿

委任者
所名代
在表
地称者

この度下記調達案件につきご辞退申し上げます。

記

調達案件 草津公共職業安定所 受付発券機システム一式等工事

入札書封筒記入(例)

表

| | | |
|--|---------|-----------------------|
| 草津公共職業安定所 受付発券機システム一式等工事 にかかる入札書 在中 | 1月23日開札 | 支出負担行為担当官 滋賀労働局総務部長 殿 |
|--|---------|-----------------------|

裏

